

県中体連・吹奏楽部 激励会

6月29日、県中体連・吹奏楽部の激励会を実施しました。
吹奏楽部の演奏で選手の皆さんは堂々と入場し、校長のお話、代表生徒による激励の言葉と続きました。
その後の決意表明では一人ずつ決意をしっかりと述べていました。県大会に向けた意気込みを強く感じました。

7月22日から24日まで行われた県中体連で柔道競技女子個人戦で3年生1人が2位、2年生2人がそれぞれの階級で3位入賞とすばらしい結果となりました。その他の選手の皆さんも精一杯力を出しきり健闘しました。選手の皆さん、お疲れさまでした。



激励会の様子

食育教室(1年生)

1年生を対象に、本校の栄養教諭が各学級で食育教室を行いました。

授業は、給食の主食・主菜・副菜・汁物の比率を考えることから始まり、弁当の場合の比率を確認し、自分で弁当の内容を考えました。その後は、自分で考えた弁当にネーミングをし、工夫した点をまとめました。今回学んだことを生かして、弁当作りにぜひ挑戦してほしいと思います。



食育教室の様子

<お知らせ>

学校での子どもたちの活動の様子は、「小野町教育ポータルサイト」(<https://ono.fcs.ed.jp/>)に随時掲載していますので、ぜひご覧ください。



緑の少年団結団式、人権の花贈呈式を開催

緑の少年団の結団式が5月13日、本校で行われ、5・6年生の環境美化委員会の子どもたちが参加しました。これは、「子どもたちが自然と親しみ、緑を守り育てる心を養う」ことを目的として取り組んでいるものです。

6月2日には、人権擁護委員の方々が来校され、人権の花の贈呈式が行われました。人権擁護委員の方から、「大切に育ててください」と声をかけていただき、緑の少年団の子どもたちが花の苗を受け取りました。

その翌週の委員会活動では、贈呈された人権の花をプランターに植え替え作業を行いました。子どもたちは、一つ一つの花の苗を大切に扱いながら、友達と協力して作業に取り組みました。

植え替えた花は、今後、町内のさまざまな施設へ届ける予定です。このような活動を通して、子どもたちに「思いやり」や「優しい気持ち」を育てていきたいと思っています。



人権の花贈呈の様子

会津の歴史や文化、自然を味わった6年生修学旅行

6月18日からの2日間、6年生が会津若松方面に修学旅行に行きました。1日目は、鶴ヶ城や會津藩校日新館を見学して会津の歴史や文化を学んだり、会津流紋焼を体験したりしました。2日目は、班別行動を行い、武家屋敷や御薬園などで赤べこ絵付け体験やガラス絵彫りを体験し、市内のお店に入って昼食となりました。慣れない場所での活動でしたが、事前に調べたことをもとにしながら、友達と協力して活動することができました。

また宿泊先のホテルでは、自分が脱いだ靴をきちんとそろえたり、1日目の振り返りを積極的にしおりに書いたりするなど、6年生として自分で考えて行動する立派な姿が見られました。



6年生修学旅行の様子

<お知らせ>

学校での子どもたちの活動の様子は、「小野町教育ポータルサイト」(<https://ono.fcs.ed.jp/>)に随時掲載していますので、ぜひご覧ください。



新しい「楽しい」が見つかる！ 大好きな場所がまたひとつ！

一時預かり事業のご案内

町では子育て中のご家庭をサポートするため、こども園などに通っていない満1歳から就学前までのお子さんを対象に、一時的にお子さんをお預かりする「一時預かり事業」を児童館キラッと☆おので開催しています。

保護者の方の一時的な仕事や通院などのほか、少し心にゆとりをもちたい、リフレッシュしたいというときにもご利用いただけます。利用している子どもたちは、おうちとは少し違う環境で夢中になって遊んだり、友達から刺激をもらったりしながらワクワクする特別な時間を過ごしています。

お子さんを安心して預けられる場所として、お気軽にご利用ください。



詳しくは右の町公式サイト
QRコードから確認できます。



●児童館キラッと☆おの
☎61-4431

おのまち認定こども園通信

笹の葉さらさら～♪

子どもたちの声が園内に響き渡った七夕の日

天の織姫と彦星の願いが叶い、1年に1度だけ天の川を渡って会えるという美しい伝説があります。こども園では、織姫と彦星の伝説にあやかり、子どもたちの願いごとを短冊にしたため、七夕の会を行いました。会では七夕の由来の話を聞いたり、ブラックライトシアターを観たりと、みんなで楽しいひと時を過ごすことができました。

また今年は各クラスで風鈴を作り短冊をつるしました。色とりどりの風鈴の涼やかな音色が、子どもたちの願い事と一緒に風に乘って運ばれ、天の川まで届いたと思います。



七夕を楽しむ子どもたちの様子

ご寄付 いただきました

～小野小町ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)の寄付状況～

「小野小町ふるさと応援寄附金」にご協力いただきましたので、お知らせします。
令和8年4月から6月までの寄付状況は次のとおりです。
寄付にご協力いただいた皆さんにあらためて厚くお礼申し上げます。

《令和8年4月から6月までの寄付状況》

■寄付者：25人

・寄付の内訳

▽小野町子ども未来応援プロジェクト	89,000円
▽自然を守り未来へつなぐ環境保全プロジェクト	38,000円
▽学びと読書で未来を育む生涯学習推進プロジェクト	16,000円
▽小野町の魅力を全国へ！ブランド発信プロジェクト	15,000円
▽つながる小野町！公共交通応援プロジェクト	33,000円
▽小野町まるごと応援プロジェクト	302,000円

合計 493,000円

※複数の使いみちに指定があった場合は、それぞれの使いみちに割り振っています。

ふるさと納税の返礼品 を募集しています！

町では、ふるさと納税の返礼品を募集しています。

自社製品をふるさと納税の返礼品にしたいという方は下記までご相談ください。



●企画政策課
☎72-6939

地域子育て支援拠点事業(おひさまカフェ)のお知らせ

～友だちを誘って遊びませんか～

開催日

月曜日・水曜日・金曜日

開催時間

午前10時から午後3時まで

実施内容

おのまち認定こども園では、0歳から就学前までのお子さんや保護者の皆さんの相談や交流の場として、園を開放しています。(※こども園に在園していないお子さんも利用できます。)
電話で簡単に予約できますので、お気軽にお申し込みください。

料金

無料

予約先

おのまち認定こども園 ☎73-8321

実施内容

月 日	事業名	内 容
9月	12日④	ファミリーコーチング(午前10時から正午まで)
	26日④	園庭開放(午前9時から正午まで)

学習支援員を委嘱

あぶくま柏鵬高校小野校舎学習支援事業

あぶくま柏鵬高校小野校舎支援「小野町学習支援事業(学習くらぶ)」が、6月11日からあぶくま柏鵬高校小野校舎で始まりました。

これは、学力向上と人材育成を目的に町が学習支援員を派遣するものです。6月から来年3月まで、放課後に学習指導を行います。

6月8日に役場で、学習支援員委嘱状交付式が行われ、昨年度に引き続き古崎泰介さんに委嘱状が交付されました。



学習支援員(古崎泰介さん：中央)委嘱の様子



学習指導の様子

矢大臣山の景観を守ろう！

矢大臣山を愛する会

湯沢地区の有志の皆さんで組織された「矢大臣山を愛する会(長谷川栄伸会長)」の42人による、矢大臣山の環境整備が6月21日に実施されました。

この活動は、矢大臣山を整備し、登山者の皆さんに豊かな自然を楽しんでいただけるようにと毎年行っている活動で、今年で24回目になります。

当日作業に従事された皆さんに紙上より厚くお礼申し上げます。



矢大臣山環境整備の様子

民生委員・児童委員を委嘱

井出宗孝さん

民生委員・児童委員の改選に伴い、井出宗孝さん(中通)に対し、厚生労働大臣ならびに福島県知事から委嘱状が交付されました。委嘱状は、役場で吉田昭小野町民生児童委員協議会会長立会いのもと、町長から伝達されました。

井出民生委員・児童委員の任期は、令和10年11月30日までとなっており、中通地区を担当していただきます。今後、町の福祉向上のためご尽力いただくことになります。



井出宗孝民生委員・児童委員

ご寄付ありがとうございます

小野町ライオンズクラブ・小野町あすなろ会

このたび、小野町あすなろ会(草野幸雄会長)ならびに小野町ライオンズクラブ(吉田勲会長)からご寄付をいただきました。これは両団体から「町の振興発展に役立ててほしい」と、ご寄付をいただいたものです。

このたびのご厚意に対し、紙上より厚くお礼申し上げます。



小野町ライオンズクラブから寄付



小野町あすなろ会から寄付

令和8年度河川クリーンアップ 作戦が実施されました

令和8年度河川クリーンアップ作戦が7月5日、町内各所で実施され、右支夏井川をはじめ、町内の河川の除草作業やゴミ拾いなどが行われました。

これからも河川を大切にすることを続け、ふるさとの環境を守りましょう。

早朝から作業に参加いただいた地域住民の皆さん、関係者の皆さんに紙上より厚くお礼申し上げます。



クリーンアップ作戦の様子

“社会を明るくする運動” 内閣総理大臣・福島県知事 メッセージを伝達

7月1日、田村地区保護司会の渡辺新一副会長、新田俊幸小野町支部長、草野裕子庶務、小野町更生保護女性会の先崎富美子会長の4人が役場を訪れ、高市早苗内閣総理大臣および内堀雅雄福島県知事のメッセージを町長に伝達しました。

今年で第76回を迎える社会を明るくする運動(法務省主唱)は、すべての国民が犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動で、7月を強調月間として進めています。

田村地区保護司会では「保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という本年度の統一テーマに基づき、広報活動や作文コンクールなどの運動を展開する予定です。

犯罪や非行からの立ち直りのためには、町民の皆さんのご理解やご支援が必要です。更生保護ボランティア活動へのご協力をよろしくお願いします。



(左から)先崎会長、草野庶務、渡辺副会長、新田支部長

農地利用最適化推進委員（議席番号順・敬称略）

【任期】令和8年7月20日から令和11年7月19日まで



15番 村上 保正



14番 村上 勝春



13番 佐藤 健藏



12番 遠藤 靖次



11番 大竹 勝徳



19番 荒谷 瑞穂



18番 宗像 幸市



17番 中野 喜臣



16番 郡司 孝

農業委員と農地利用最適化推進委員の主な業務

農業委員	農地利用最適化推進委員
町全体の農地について、権限事務を執行する。 ①農業委員会などの会議に出席し、農地法などの権限に属する事項の審議、議決を行う。 ②農地法などに基づく申請の調査および審査を行う。 ③農地法に基づき町内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。 ④農地利用の最適化(担い手への集積など)のため調整を行う。 など	担当地区で、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消などの活動を行うなど農地の有効利用を図る。 ①農業委員会などの会議に出席し、農地法などの権限に属する事項について意見を述べ、審議を行う。 ②農地法に基づく申請の調査を行う。 ③担当する地区内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。 ④農地利用の最適化(担い手への集積など)の活動を行う。 など

担当地区

農業委員会活動を円滑に行うため、農地の所在する地区ごとに担当する農業委員・農地利用最適化推進委員を定めています。地区および担当委員は次のとおりです。（敬称略）

農地の所在する地区	担当委員	
	農業委員	農地利用最適化推進委員
本町・横町・仲町・反町・大八・荒町・中通・平館・谷津作・皮籠石	田村 正広	中野 喜臣
小野赤沼・菖蒲谷・雁股田	先崎 義雄	遠藤 靖次
飯豊上・吉野辺	先崎 照雄	村上 勝春
飯豊中・飯豊下	宗像 衛	宗像 幸市
小戸神・小野山神	國分 良明	郡司 孝
浮金	宗像 智	荒谷 瑞穂
夏井・湯沢	佐藤 秀洋	佐藤 健藏
塩庭一区・上羽出庭	大竹 正元	大竹 勝徳
南田原井・塩庭二区・和名田	渡邊 静夫	村上 保正

※渡邊佳子委員は中立委員のため、担当地区はありません。

●農業委員会事務局（産業振興課内） ☎72-6938

新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が 決まりました！

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、7月20日から新たな委員による体制が開始しました。翌7月21日には役場において農業委員10人への任命辞令交付式が行われ、町長は「農地利用最適化推進委員の皆様と両輪となり、町の農業振興に『尽力いただきたい』と期待の言葉を贈りました。交付式には町議会の田村議長と、中野副議長が来賓として出席し、田村議長から祝辞が述べられました。

また農地利用最適化推進委員9人については、7月28日に役場で宗像農業委員会会長から委嘱状が交付され、それぞれの担当地区での活動に向けて新たな一歩を踏み出しました。

農業委員は、地区団体などから推薦された方や応募された方の中から、法律に基づく資格審査と町議会の同意を経て町長が任命します。また農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱し、それぞれの担当地区で遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積・集約化など、農地利用の最適化に取り組みます。

なお農業委員、農地利用最適化推進委員ともに任期は3年間で、令和11年7月19日までとなります。



辞令交付の様子(宗像智会長・左)

臨時会で役員を選出

任命辞令交付式終了後には初総会が開催され、議席の決定に続いて役員の内選が行われました。新たな役員は次のとおりです（敬称略）。

会長 宗像 智
会長職務代理者 佐藤 秀洋
幹事 先崎 義雄
幹事 先崎 照雄
幹事 渡邊 静夫

農業委員（議席番号順・敬称略）

【任期】令和8年7月20日から令和11年7月19日まで



5番 渡邊 静夫



4番 先崎 照雄



3番 佐藤 秀洋



2番 先崎 義雄



1番 大竹 正元



10番 渡邊 佳子



9番 宗像 智



8番 宗像 衛



7番 田村 正広



6番 國分 良明

多目的グラウンド使用料(1時間当たり)

対象	使用区分	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	全面	中学生以下	300円	450円	900円
		一般・高校生	600円	900円	1,800円
	半面	中学生以下	180円	270円	540円
		一般・高校生	300円	450円	900円
	放送設備 (1日)		300円	450円	900円

多目的運動施設使用料(1時間当たり)

対象	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	中学生以下	300円	450円	900円
	一般・高校生	600円	900円	1,800円
個人	中学生以下	50円	80円	
	一般・高校生	100円	150円	

屋外ゲートボール場使用料(1時間当たり)

対象	使用区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)
団体	1コート	120円	180円

勤労青少年ホーム使用料 (1時間当たり)

施設名	使用料
小ホール	2,100円
小ホールステージ	350円
和室	400円
軽運動場	400円
調理実習室	400円

公民館備品使用料(1日当たり)

備品名	区分	使用料
本部用テント	1張	—
机(室内・屋外)	1台	100円
椅子	1脚	30円
映写機	1台	1,000円
オーバーヘッド プロジェクター	1台	800円
スライド	1台	—
紅白幕	1枚	—
パネル	1枚	100円
スクリーン	1台	400円

多目的グラウンド夜間照明施設使用料 (1時間当たり)

対象	使用区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	10基点灯 (150灯)	5,000円	7,500円	15,000円
	5基点灯 (75灯)	2,750円	4,130円	8,250円

野球場使用料(1時間当たり)

対象	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)
団体	中学生以下	360円	540円
	一般・高校生	600円	900円

社会体育施設備品使用料(1日当たり)

備品名	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
テント	1張	500円	750円	1,500円
会議机	1台	100円	150円	300円
椅子	1脚	30円	50円	90円
放送設備	1式	300円	450円	900円

雁股田分館使用料 (1時間当たり)

施設名	使用料
雁股田分館研修室	180円

なお詳細については、右のQRコードから町公式ウェブサイトをご確認ください。

町民体育館 ☎72-2518
公民館 ☎72-2125



令和8年10月から

生涯学習施設の使用料を改定します

令和8年10月1日から生涯学習施設の適正な受益者負担を図るため、下記のとおり使用料の見直しを行いました。

なお使用料の減免となっている団体などについては変更ありません。また本町在住の高校生以下の体育館の個人使用料および本町在住の中学生以下のプール使用料については、引き続き無料となります。

B&G海洋センター(1時間当たり)

対象	施設名	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	アリーナ	中学生以下	310円	470円	930円
		一般・高校生	620円	930円	1,860円
	トレーニングルーム	中学生以下	150円	230円	450円
		一般・高校生	310円	470円	930円
	ミーティングルーム		100円	150円	300円
個人	アリーナ	高校生以下	50円	80円	
		一般	100円	150円	
	トレーニングルーム	高校生以下	50円	80円	
		一般	100円	150円	

注1) 団体において、アリーナの半面を使用する場合は使用料は1/2とする。

B&G海洋センター プール使用料(1回当たり)

対象	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	1回の利用時間区分
個人	幼児	60円	90円	午前の部：午前9時から正午まで 午後の部：午後1時から午後5時まで 夜間の部：午後5時30分から午後8時まで
	小・中学生	120円	180円	
	一般・高校生	240円	360円	

町民体育館使用料(1時間当たり)

対象	施設名	区分	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	アリーナ	中学生以下	380円	570円	1,140円
		一般・高校生	760円	1,140円	2,280円
	ミーティングルーム		100円	150円	300円
			100円	150円	300円
個人	アリーナ	高校生以下	50円	80円	
		一般	100円	150円	

注1) 団体においてアリーナの半面を使用する場合は使用料は1/2とする。

注2) アリーナの使用料はランニングコースを含む。

町民体育館付属設備使用料

対象	付属設備名	使用料 (町民)	使用料 (町民以外)	使用料 (営利目的)
団体	放送設備 (1日あたり)	300円	450円	900円
個人	温水シャワー (1回あたり)	150円	230円	



eLTAX更改に伴うサービス停止のお知らせ

9月からのeLTAXのシステム更改に伴い、次の期間中はサービス停止となります。
サービス停止期間中は、eLTAXやeLQRを利用した地方税の電子申告、電子納税等の手続きができないため、ご注意ください。

【サービス停止期間】

9月19日⑤正午から9月24日⑥午前8時30分(予定)まで

(9月19日⑤から9月23日⑥までは休祝日中の作業となります。)

【サービス停止に伴い利用不可となる手続きなど】

- ・eLTAXを利用した電子申告、電子納付など
 - ・eLQR、eL番号を利用したキャッシュレス納付(地方税お支払いサイト、スマホ決済アプリを利用した納付)
 - ・OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付
- 詳細については「eLTAX地方税ポータルシステム」をご確認ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>)



eLTAX地方税
ポータルシステム
QRコード

年金の申請はマイナンバーカードで！

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナンバーを利用した電子申請が可能です。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナンバーの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書などを作成することができます。紙の申請書より簡単に申請することができます。

また申請結果もスマートフォンなどで確認することができます。お手続きの際は、ぜひご利用ください。詳しくは、日本年金機構のウェブサイトをご確認ください。

問 郡山年金事務所

☎ 024-932-3434

問 町民生活課

☎ 72-6933

個人事業税の納期(第1期)のお知らせ

個人事業税は、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度第1期分の納期限は8月31日⑩です。

県中地方振興局県税部から送付される納付書により納めてください。

また納付には専用のQRコードをスマートフォンで読み取る電子納付が大変便利です。

問 福島県中地方振興局県税部

課税第一課 事業税チーム

☎ 024-935-1251

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施について

福島県地方税務局と福島県人権擁護委員連合会では、こどもたちの人権を守るための各種取り組みとして、専用電話相談「こどもの人権110番」などの人権相談を通じて、こどもからの相談に応じていきます。

本年8月28日から9月3日までの7日間、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、平日の相談受付時間を午後7時まで延長するとともに、土曜日・日曜日にも相談に応じます。相談は、法務局職員および人権擁護委員が応じ、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■期間

8月28日⑤から9月3日⑥まで

■時間

午前8時30分から午後7時まで

※8月29日⑤・30日⑥は午前10時から午後5時まで

■相談方法

(1)電話番号

☎ 0120-007-110

(2)LINE公式アカウント名:

「法務局LINEじんけん相談」

検索ID: @linejinkensoudan

問 福島県地方税務局人権擁護課

☎ 024-534-1194

不動産(土地・建物)の所有者の方へ 「相続登記および住所などの 変更登記には期限があります」

令和6年4月1日から相続人が不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務化されています。

義務化前に相続で取得したことを知った不動産についても、相続登記がされていないものは義務化の対象となっているため、令和9年3月31日までに相続登記を行ってください。

また令和8年4月1日から所有者の住所・氏名(法人の場合は名称)などを変更した日から2年以内に変更登記をすることが義務化されています。

義務化前に住所・氏名などを変更した場合には、変更登記がされていないものは義務化の対象となっているため、令和10年3月31日までに変更登記を行ってください。

詳しくは法務省ウェブサイトをご確認いただくか左の問い合わせ先までご連絡ください。

問 福島県地方税務局郡山支局

☎ 024-962-4500



住所等変更登記の
詳細はこちらから



相続登記の
詳細はこちらから

決算申告説明会(7月10月決算法人)のお知らせ

7月10月決算法人を対象として、決算・申告における留意点や税制改正事項についての説明会を開催します。

出席される方はQRコードから事前申し込みをお願いします。

日時: 8月20日⑥

午後1時30分から午後3時まで

場所: 南東北総合卸センター 2階中会議室

(郡山市喜久田町卸1丁目1-1)

講師: 郡山税務署職員

申し込み: 公益社団法人郡山法人会ウェブサイト



出席申し込みは
こちらから

問 郡山税務署審理専門官

(法人課税事務担当)

☎ 024-932-2191